

派遣社員にも賞与や退職金が必要となるって本当？

2020年4月改正・派遣社員の同一労働同一賃金

新派遣法の対応セミナー

今、多くの派遣会社が一番悩ましい「同一労働同一賃金」への対応

2020年4月より派遣法が改正され、派遣社員の待遇について派遣先社員や世間相場に合わせていく対応が求められます。しかし、この法改正は難解でどう対応していいかお悩みになっている派遣会社様からの相談が多く寄せられています。このセミナーでは、法改正の概要と取るべき対応についてわかりやすく解説致します！

□派遣社員の同一労働同一賃金とは？

□派遣先均等均衡方式と労使協定方式

□労使協定の作り方、賃金比較ツールの活用方法

★本セミナーの目標は多くの会社が悩んでいる「労使協定方式」の協定書作成手順を習得することです！

★EXCEL が導入されているノートパソコンを持ちいただくとより理解が深まります。

会場・日時・主催等

日時 令和2年2月27日(木)
令和2年3月12日(木)
令和2年3月24日(火)
※ご都合の良い日程をお選びください。
13:30～16:30(受付開始13時より)

会場 浅山社会保険労務士事務所 セミナールーム
千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル4F
※駐車場はございません。近隣のコインパーキングをご利用ください。

受講料 1名様につき5,000円(消費税別途)
※顧問先様は無料です。

定員 15名(先着順)

主催 浅山社会保険労務士事務所

電話 043-306-5082

講師

講師プロフィール
社会保険労務士 石川 宗一郎



<略歴>
昭和59年生まれ、千葉県出身。東邦大学卒業。大学卒業後、インターネット業界で友人と起業。7年がんばったが、競合との激しいレースに揉まれ撤退。世の中の、ルール(法律・常識・仕組み)を知らないことの恐ろしさを知る。自営で苦労した経験から「ルールをもっと知らなければ」と「社会保険労務士」の勉強を始める。その過程で、所長に「君の経歴はおもしろい！」と言われ浅山事務所へ入所。社労士業の面白さにどっぷりハマる。日々起こる人事や労務に関する相談対応、就業規則や賃金制度の策定などを担当。

下記申込欄にご記入のうえ、FAX【043-306-5083】でお申込み下さい。

貴社名			
所在地	(〒 -)		
連絡先	電話： ()	FAX： ()	(様宛)
参加者①	参加日 <input type="checkbox"/> 2/27 <input type="checkbox"/> 3/12 <input type="checkbox"/> 3/24		
参加者②	参加日 <input type="checkbox"/> 2/27 <input type="checkbox"/> 3/12 <input type="checkbox"/> 3/24		
参加者③	参加日 <input type="checkbox"/> 2/27 <input type="checkbox"/> 3/12 <input type="checkbox"/> 3/24		